

## 第84回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：平成24年1月24日（火）14:00～16:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館8階 801会議室

### 3 出席者

座 長 大森 彌  
秋山 收  
加賀美 幸子  
加藤 陸美  
小早川 光郎  
谷 昇  
松尾 邦弘

(総務省) 行政評価局長 新井 英男  
大臣官房審議官 上村 進  
行政相談課長 白岩 俊  
行政相談業務室長 龍宮 克宏

### 4 議題

- (1) AEDの増設、適切な管理等（新規）
- (2) 金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認免除（継続）
- (3) 有料道路の障害者割引に係る登録車両台数の拡大（継続）
- (4) 遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し（継続）

### 5 議事概要

#### **(1) AEDの増設、適切な管理等**

＜＜事案の概要＞＞

- ① 県・市町村の公的機関やスポーツ関連施設の大部分ではAED（Automated External Defibrillator、自動体外除細動器）が設置され、地域の防災訓練の一環として使用方法の講習も行われているところが多いと思われる。しかし、先日、有名なサッカー選手が練習中に心筋梗塞で死亡し大きなニュースとなった。しかも、練習施設にAEDが設置されておらず、所属クラブも所有していなかった。この事件を契機に、AEDについて広く国民に周知徹底するとともに、誰もが緊急時に対応できるよう、例えばコンビニエンス・ストアには必ずAEDが設置されているなどの体制を整備すべきではないか。人命に関することなので、徐々にでも設置数を増やしていく努力は続けてほしい（関東）。
- ② 心肺停止の起こりやすい施設へのAEDの設置を推進し、所在を周知してほしい。また、AEDの維持管理を適切に行ってほしい（北海道）。
- ③ AEDは、公共機関やホテルや劇場、スポーツ施設など多数の人が出入りす

る施設に設置されていると聞いたが、実際にどこに設置されているのか分からない。人の命にかかわることであり、市民に分かりやすく知らせるべきである(京都)。

(小早川委員)

厚労省と消防庁、地方公共団体がありますけど、どこの所管であるべきなのかというのがあるみたいですね。薬事法とか、ここに出ている例は、その規制する業があってそれを規制するというものですよね。AEDの設置を業としているデパートはないわけなので。日本の行政組織は大体そうになっていると思うのですが、それが救いきれてない。要するに端的に言えば、人の命を大事にするという立派な行政目的になると思うのですが、それを厚労省が所掌事務として引き受けますという体制になっているのかということですよ。現行法の体系というのは多分そうじゃない。そこはかなり欠落しているのではないかと。具体的に言えば、厚生労働省がこの問題を正面から引き受けるという気持ちがあるかどうかというのが、まず大事なんじゃないかと思うのです。それがないと、私どもがここでいろいろアイデアを考えても、どこにあっせんするのだ、本気でやってくれるのかということになってしまう。

(松尾委員)

AEDがどの程度使われているのか、どの程度効果があったのかが分からなかったのですが、今日の資料によると、有意な差があるということが証明される。消防が着くまでの間に一般の人が使って、生存率が顕著に違うというのは、これは事実だろうと思います。そのような事実も考える必要があるなというように感じます。

もう一つは、30万台もの機械が日本にあってですね。しかし、それに対応した国民の認識というのが、果たしてどこにあってどんな機械かという程度の認識も、これだけ普及しているにもかかわらず、ずいぶん低いなど。本当に使えるのかということですね。

こういう心肺停止をするようなケースというのは、どういう場合に多いのかなど。例えば、学校に置いたらいいじゃないかというのがありますが、小・中・高・大学とその他の学校があって、小学生にこういう症例があるのか。つまり、スポーツ施設に必要ななどというのは、なんとなく感覚的に分かるのですが、非常にリスクの高いところには、優先的に配置するなど講習をやるなどして応急手当のできるような体制に持っていくと効果は非常に大きいものがあるというように考えていいのか。

それとも、年齢にかかわらず起こる話なので、全国的に普及する方が望ましいという結論になるのかが、分からないですよ。そこのあたりは、サッカーの選手とか激しい運動をする人は危険度が高いのかもしれないし、例えば、国の姿勢としても設置を義務付けるとかですね、いずれそのような要望が出てくる可能性もあるのかなど。

そういう意味でこのケースは初歩的な情報が不足しているのと、議論するに当たっての前提となる資料が少なく、的確な議論ができるのかなというのが関東管区での感覚でした。大変有用な機械だなどというのは分かったわけですけども。

(加賀美委員)

効果はあるわけですよ。認識もみんなあるわけですよ。だけど、使わなければ意味がないですね。三大成人病のがんの次は心臓ですから、どうしても大事なのですよ。使えなければ、あっても意味がないのですよ。どこにあるかも分からなくて、認識があっても使えない。基本的にどういうことをみなさんが大事に思うかというそのことをどう伝えるかということ。

(大森座長)

この建物にもありますか。ここへ持ってこられますか。

具体的に、簡単に操作できるかどうか、議論している我々が知らないっていうのは。

(事務局)

AEDは運べるようになっていきます。

訓練用のAEDもありますので、今回は用意できるように関係機関と検討します。

(谷委員)

企業の消防訓練の時に、機械の音声に従って操作しましたが、非常に簡単でした。スポーツ施設みたいなところにAEDは必ずあるだろうなというイメージがありますが。

(加賀美委員)

デパートや駅など大勢の人が集まるところにあります。だけど、大勢の人がいない場所で倒れる人もたくさんいます。大勢の人がいる場所であれば、みんなが通報できますが、周りに人がいなかったら大変なので、周りに人がいない場所ほど大事だと思う。どのような場所に設置されているか知りたい。

(大森座長)

小早川先生がおっしゃっているように法律の手当をどうするかという、非常に大きな話と、若干なりとも実際にできるようなこと両方あって、少し大きな話ですので、もうちょっときちっと調べられる限り調べていただいて、これを我々としてはどういうふうに扱うかということについて、次回には検討に入りたいと思います。実態を調べていただいて、もう一回事務局の方から提起していただくということでもよろしゅうございませうか。

## **(2) 金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認免除**

<<事案の概要>>

私は全国健康保険協会（旧政管健保）の任意継続被保険者であり、年2回、金融機関の窓口で6か月分の健康保険料(約12万円)を現金で納付しているが、保険料が10万円を超えるため、納付の都度、金融機関から本人確認書類（運転免許証等）の提示を求められる。

振り込みは所定の納付用紙を使用し、振込先も公法人で、振込目的も健康保険料の納付と明らかなのに、本人確認が必要なのは納得できない。

(秋山委員)

全国健康保険協会が、この制度を意識して「この制度に則って、こういうことやります」という意思表示をしていただく必要があるのですか。

例えば、本人確認不要と振込用紙に書くというのがありましたけれど、これは全国健康保険協会が送付する振込用紙に書いてもらうのですか。

(事務局)

そうです。

(秋山委員)

全国健康保険協会としても意識していただかなければいけない。

(小早川委員)

規則の第6条7の「ニ」ですね、主体が誰でも、債権者は誰でもいいわけですね。金融機関と債権者が相談して、「こういう扱いになっていますからこれは大丈夫ですよ」というと、「ニ」に該当するということになるのかなと思うのですが、こういう理解でいいですか。その場合に、本人確認並びに本人確認記録の作成、保存に沿って、ルールにあったものに相当する措置が行われているのが、実質要件になっていると思うのですが、これは誰が認定するのですか。

(事務局)

今回のケースであれば警察庁がお墨付きを与えてくれたということ。

どこまで広げるかということになりますとおっしゃるような論点は、明らかではないと思いますので、そこは問題があると思います。

全銀協にお話を聞きましたら、「ニ」の条項はご存知だったのですが、振込先において本人確認が行われている確証が得られないので、窓口で10万円を越えるような振り込みがあった場合、本人確認をしているというのが実態ということです。条項があるのは知っているけれども、振込先が本人確認をしている、あるいは記録の作成、保存ができているのかってところがですね。

金融機関とそれからその受け取る側というか、これがバイでやるということになってしまとなかなか進まないのかなと思います。

(小早川委員)

この規定は、何も書いて無くて、これだけ見るとバイでやればいよいに見えるけれども、客観的にこれに当たるかどうかの保証がないというわけですね、だから銀行としては安全を見込んで、本人確認を実施すると。

(事務局)

今回の警察庁の回答は、これに該当する行政行為として初めてではないでしょうか。これに当たるという一例ができましたので、あっせんすればこの申出は解消するんですけども、より広く制度的にするためには、ある種行政サービスになるかもしれないけれども明確にしてやろうと。

(小早川委員)

お墨付きを与えるということですね。それは誰が与えるのですか。

(事務局)

警察庁が決めて、金融庁が金融機関に通知するという形になるのかと思います。

(秋山委員)

告示でやる方法と、通知・通達を出してそれをみんなが認識するという方法と両方あると思いますけど、全国健康保険協会だけではなく、類似のものはあるか調べて、周知徹底を図ってくれということが必要なのかもしれない。

(松尾委員)

「二」の規定を作ったとき、色んな解説や文書が出たと思います。しかし、金融機関が本人確認を少し軽度にする処置をとったかということとは私はそうになってないと思います。

この恩恵が色んなところに同時に及ぶようにという意味では、警察庁が周知徹底ということになります。それを考えてくれないかということは、言えるのではないかと思います。

(大森座長)

私どもとしては、「これはきちっと処理して下さい」と言った上で、「なお」というような付記する形であっせんすることでいかがでしょうか。

### **(3) 有料道路の障害者割引に係る登録車両台数の拡大**

〈〈事案の概要〉〉

有料道路の障害者割引の対象車両について、あらかじめ登録した自家用自動車1台に限定され不便であり、改善してほしい。または、障害者本人が乗車していれば、登録車両に関係なく割引が適用されるよう改善してほしい。

(加賀美委員)

不正利用については、別途の対策を講ずるべきで、利用の入口を不当に閉ざすのは本来違うのではないかと思います。

(秋山委員)

重度障害の方については同感ですが、それ以外の障害の方については、相当広く障害者手帳が出されているという実態も踏まえて考えなければいけない。

(加賀美委員)

重度障害の人は車に乗ることもできないくらい家の中にいて、動けないですが、そうでない人はなるべく社会生活とか、社会に出て色んなことを感じて欲しいので、重度障害だけにこだわらない方がもっと世の中違っていくのではないのかなと思います。

(秋山委員)

重度障害の方とそれ以外の障害の方とを一律に論じるのはちょっと問題かなと思います。

その前に制度の目的というのがありましたね。「自立と社会経済活動への参加を支援する」、レジャーがそれに入るかどうかは解釈上対立すると言いますか、要するに国土交通省や道路会社側は「レジャーは入らない」という解釈をしているのですね。

(事務局)

「日常生活」という言葉で制約をかけているような部分があります。

(秋山委員)

日常生活とはレジャー以外の生活であると。要は、衣食住と直接関連するものである。通院とかは入るけども、楽しみは入らないというふうに解釈していますね。

(谷委員)

そういう考え方は、腹が立ちます。レジャーはけしからんというのは、どうなのかと思います。

(秋山委員)

考え方の大きな分かれ目になると思います。

(松尾委員)

日常生活というのは、広くも狭くも考えられますが、例えば、スポーツを見に行くとか、野球の観戦に行くとか、そういうものは日常生活とはいえないですか。つまり、お孫さんとサッカーの試合を見に行くこと、それはダメかと言うと良さそうですね。「サッカーの観戦」という一言で「日常生活ではない」と、これはむしろそういう障害者の立場にたってみれば困惑する話だと思います。「日常生活」って書いてあること自体があいまいだと思います。身体障害を抱えている本人あるいはその家庭の立場にたってみて、「厳しくないかな」といった視点が要ると私は思います。ボランティアの人が、「たまには、奥多摩に連れてってバーベキューでもやりましょう」というときは、レジャーですよね。その場合、高速道路使っても「割引しないよ」というのはどうかと思います。

(大森座長)

これについて、厚労省はどのように考えていますか。

(事務局)

厚労省へはまだ照会しておりません。

(大森座長)

推進会議として、我々の結論としては、「この内容であっせんする」という合意が成り立っているかどうかですね。

「もし仮に、あっせんするならば、このような言い分、理由や論拠でこういうものになる」というのをある程度作っていただいて、「皆様方がこのまま平行線ですと、推進会議のあっせんに乗り出します」ということを、予め口頭で伝えてもらう。それでもお分かりにならないければ、我々はあっせんする。

(秋山委員)

重度障害者とそうでない障害者で分けるのが適当な区分かどうかはわかりませんが、一律に障害者手帳だけで優遇を認めるというところが引っかけられます。

(大森座長)

車両を登録しているものについては一切目的を問いませんからね。それ以外のものはやたら細かくとるというのはよくない。あっせんをもしするならば、どうすれば整合性がとれるような内容になるのか、考えて下さい。

(松尾委員)

ボランティアの人がマイクロバスで重度でない障害の方々を複数名乗せて、レジャーに連れて行くというときはどうなるのですか。

(秋山委員)

ケースを分けていくと、非常に難しい。限界性が出てくると思います。みんなでレジャーに行くときにたまたまそのうち1人が重度障害者であった故に、同乗していれば半額となるのはちょっと均衡を欠くような気がします。私もすぐにはどうしたらよいかは出てこないですけど。

重度障害という区分がいいかどうかは別として、手帳と車両確認の制度はやめるというところまでは私も賛成なのですが、それ以上踏み込むと問題が出てくる気がするのです。

(大森座長)

では、この事案についてはこのあたりでいかがでしょうか。

#### **(4) 遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し**

〈〈事案の概要〉〉

父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなり、市役所に申請したが、子ども2人が妻の遺族厚生年金を受給しているため、児童扶養手当は支給されないとの説明を受けた。

遺族厚生年金は2人分で月々約1万8千円であり、児童扶養手当の額（月額約4万7千円）に比べて少額である。

年金受給額が児童扶養手当よりも低額である場合には、

- ① 給付される年金額が一定額以下の場合は、児童扶養手当も併給できるようにする、
- ② 給付される年金額と児童扶養手当との差額を支給する、
- ③ 受給者が年金給付か児童扶養手当の給付かを任意に選択できるようにする等の改善策を講じてほしい。

(大森座長)

社会保障と税の一体改革が示された状況の中で対応しようということですが、いかがでしょうか。

それでは、この件は通知をするということで、よろしいでしょうか。